

[事案 2024-92] 年金増額請求

・令和7年7月22日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2024-93] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

企業年金保険の予定利率の引下げを不服として、年金の増額を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成3年2月に加入した企業年金保険について、平成8年1月に退職に伴い掛金の退職時一時払積増をしたうえで、年金の開始を平成8年3月から10年間据え置いたが、本契約の予定利率は、当初の5.5%から、平成6年5月に4.5%、平成8年4月に2.5%となり、その後も順次引き下げられ、据置期間満了時の予定利率は1.21%であった。しかし、以下等の理由により、予定利率引下げ前の利率で計算した年金を支払ってほしい。なお、本契約は、平成8年5月に従来の企業年金保険契約から拠出型企業年金保険契約に変更された。

- (1)平成8年1月に退職時一時払積増の勧誘に応じた際、平成6年5月および間近に迫った平成8年4月の予定利率引下げに関する説明は一切なかった。
- (2)本契約の契約内容は一切変更しておらず、唯一適用できるのは、加入当時存在した企業年金保険の約款であり、予定利率引下げを許容する条文は同約款のみである。新たな制度である拠出型企業年金保険等の約款が適用されるのは、新たに加入した顧客に限られる。
- (3)自分の年金は、平成8年2月の時点で保険料の支払いを完了して年金受給権を取得し、受給開始時期を据置した年金原資である。
- (4)新たな制度に適用される拠出型企業年金保険の約款においても、年金受給権を取得している年金受取人の年金額を減額することはない旨の規定がある。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)平成6年5月の予定利率引下げ時に、当時の幹事会社から配布された積立金や給付額の試算表に、同年同月から適用される利率についての記載があり、予定利率引下げについては、各書面記載のとおり説明が行われたと推認される。
- (2)拠出型企業年金保険の約款には、年金受給権を取得している年金受取人の年金額を減額することはない旨の規定があるが、拠出型企業年金保険への切り替えは平成8年5月に実施されたものであり、平成6年5月および平成8年4月当時の企業年金保険の約款には、同項は存在しない。
- (3)申立人が年金受給権を取得したのは据置期間満了後の平成18年3月である。したがって、据置期間にある平成11年4月の予定利率の変更は、年金受給権取得前の変更であり、拠出型企業年金保険の約款に反するものではない。
- (4)各予定利率の変更については、主務大臣の認可および契約者の了解を得たものであり、かつ協定および約款にもとづくものであって、各予定利率の変更はいずれも有効である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の説明状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。